

再 評 価 書

事業名	県営広域漁港整備事業	事業区分	(しゅくたそ) 宿田曾漁港	室名	水産基盤室								
事業概要	工 期 (下段：当初)	平成6年～ 平成20年(予定)	全体事業費 (下段：当初)	百万円(負担率：国：県：他) 4,378百万円 (50：40～25：10～25)									
		平成6年～ 平成17年(予定)		百万円(負担率：国：県：他) 4,365百万円 (50：40～25：10～25)									
事業目的及び内容													
<p>当地区は、三重県志摩半島の南端、熊野灘に面する五ヶ所湾の東側に位置し、古くからかつお一本釣りで遠洋漁業の基地港として栄えてきました。一方で港内には南勢町種苗生産施設¹によりヒラメ等の種苗生産・中間育成²等が行われ、また五ヶ所湾海洋牧場³の管理施設が置かれるなど、漁業が地域産業の中心となっています。</p> <p>近年では、高速道路、国道260号などの整備により、都市部への流通体制が確立されたこともあり、くまの灘漁協における拠点陸揚げ基地漁港としての役割を担うことが十分期待されています。</p> <p>当地区は、基本施設の整備はほぼ完了したものの、太平洋に直面しており台風及び発達した低気圧の高波により、港内静穏度が確保できない状況にあるため、漁業者は漁船を五ヶ所湾内へ避難することを余儀なくされ、これに伴い出漁回数の減少や避難に係る労働力の増加などに影響を及ぼしています。また、平常時においても、風浪による防波堤からの越波及び港口からの侵入波の影響により、陸揚・準備作業が危険な状況にあります。また、高齢者、女性従事者が増える中で、干満差による漁船と岸壁の高低差が大きく陸揚・準備作業が困難な状況にもあります。</p> <p>そこで、これらを改善するため、平成6年度から全体計画事業費4,365百万円で宿田曾漁港修築事業に着手しました。</p> <p>平成12年度における再評価時点での事業内容は、次のとおりでした。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">外郭施設</td> <td>沖防波堤 L=262m、中防波堤 L=100m、宿防波堤 L=100m 西防波堤 L=60m、突堤 L=50m</td> </tr> <tr> <td>係留施設</td> <td>- 5.0m 岸壁 L=21m、浮き桟橋 2基</td> </tr> <tr> <td>輸送施設</td> <td>道路 L=620m</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>用地 A=15,000m²</td> </tr> </table>						外郭施設	沖防波堤 L=262m、中防波堤 L=100m、宿防波堤 L=100m 西防波堤 L=60m、突堤 L=50m	係留施設	- 5.0m 岸壁 L=21m、浮き桟橋 2基	輸送施設	道路 L=620m	用地	用地 A=15,000m ²
外郭施設	沖防波堤 L=262m、中防波堤 L=100m、宿防波堤 L=100m 西防波堤 L=60m、突堤 L=50m												
係留施設	- 5.0m 岸壁 L=21m、浮き桟橋 2基												
輸送施設	道路 L=620m												
用地	用地 A=15,000m ²												
事業主体の再評価結果													
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成12年度の再評価実施後5年を経過し、なお事業継続中ですので、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。</p>													
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>平成6年度から事業に着手し、平成17年度までに中防波堤、宿防波堤、突堤、-5.0m 岸壁、道路、用地については整備が完了し、沖防波堤についても L=284mが整備完了したことにより静穏度が向上してきています。</p> <p>事業の進捗は、事業費で平成17年度までに84%完了し残事業は16%となっています。今後も厳しい財政事情が続くと予測されますが、効率的な事業の計画を行い、平成20年度には全体計画を完了する見込みであります。</p>													

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

(1) 全体計画の変更

当地区は、第9次漁港整備計画（計画期間平成6年度から平成13年度まで）の中で、宿田曾漁港修築事業として整備を行いました。平成12年度再評価時点では、これまでの長期計画期間が5ヶ年とされていたことから、整備年度を平成13年度から平成17年度までの5ヶ年の整備計画としていました。平成14年に漁港漁場整備法の改正に伴い、平成14年度に県営広域漁港整備事業として平成20年度まで整備を進めることになりました。

この時、南勢町や地元漁協とも協議を行い、次項のとおり事業費4,378百万円（13百万増）で全体計画を事項のとおり変更しました。

外郭施設 沖防波堤 L=300m (38m 増) 中防波堤 L=100m、宿防波堤 L=100m
西防波堤 L=60m、突堤 L=40m (10m 減)
係留施設 - 5.0m 岸壁 L=21m、浮き棧橋 2基
輸送施設 道路 L=620m
用地 用地 A=15,000m²

(2) 周辺環境の変化

当地区は、古くから日本で有数の遠洋漁業の船員の町として栄えてきましたが、近年は、他の一次産業と同様に後継者不足等の問題も出てきています。（組合員数 759 人（H12）から 707 人（H15）で 52 人減（6.8%減））

このようななか、山と海に囲まれ平地の限られた漁業集落の問題を解決するため南勢町は田曾浦地区に漁業後継者のための住宅用地等を整備しています。

また、南勢町は当地区の生活環境改善を図るため他の地区に先駆け、漁業集落環境整備事業により、漁業集落内の下水道施設を平成14年度までに整備し、住みやすい環境を実現させています。

漁業においては、沿岸漁業⁴を中心とし陸揚量700tを維持するなか、沿岸域^{えんがん}で効率的・安定的な漁獲を確保するため、港内において、ヒラメ、アワビ等の種苗生産^{しゅびょう}・中間育成等^{ちゅうかんいくせい}が行われ、また、五ヶ所湾海洋牧場では放流した魚の移動・分散を少なくする等、稚魚期の魚を積極的に保護しながら魚を増やしていくなど、“獲る漁業”から、“つくり育てる漁業”へ転換してきています。（定置網陸揚量328t（H12）から432t（H15）で104t増（31.7%増））

(3) 財政状況の変化

本県の厳しい財政状況によって平成14年度から進捗が伸び悩み傾向にあります。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

B（総便益額） = 5,841百万円

C（費用便益額） = 4,845百万円

B / C（費用便益率） = 1.21

4-2 地元の意向

地元のくまの灘漁業協同組合からは、事業の早期完了への強い要望をいただいております。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

用地整備に必要とされる埋め立て用土砂は、近隣の公共工事より発生する土砂を流用することにより54百万円のコスト縮減を図りました。

5-2 代替案

当地区を利用する外来漁船も多く、くまの灘漁協の流通拠点にも位置づけられていることから、他に代替できる漁港がないため、現計画が妥当であると判断しました。

再 評 価 の 経 緯

当事業は平成12年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。

1 整備基準や将来計画、及び社会情勢の変化を踏まえた整備の必要性、シミュレーション結果などを活用した整備効果についてわかりやすい説明を要望する。

今回、静穏度のシミュレーション（波高分布図）を説明資料に添付しました。

2 漁港整備に関しては、漁協合併などの広域化を踏まえた総合的な計画づくり、重点的な事業実施を図るべきである。

平成12年に南勢、南島両町の16漁協が合併し、くまの灘漁業協同組合が発足しました。この中で、当漁港を管内北部地区の流通拠点として、五ヶ所湾での水産物流通を一元化し効率化を図ることとしており、早期に港内静穏度向上を図り基幹陸揚げ漁港としての整備を完了する必要がある。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共工事業再評価実施要綱第3条の規定により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

- 1 種苗生産しゅびょう : 水産で「種苗」というのは、養殖や放流用の稚魚のことを指し、人工的に卵から養殖や放流できるサイズまで育てること。
- 2 中間育成ちゅうかんいくせい : 放流するための種苗を、一定の大きさまで育てること。必ずしも卵から育てた稚魚だけではなく、別の場所から運んできた稚魚をさらに大きく育てる場合などにも用いる。
- 3 海洋牧場かいやうぼくじょう : 魚に音を聞かせながら、餌を与えこれを繰り返すことにより、魚は音を聞かせるだけで条件反射的に音の方向に集まるようになる（音響馴致おんきょうじゆんち）。この習性を利用して、網いけすの中で音響馴致した稚魚を放流し、その後も音響給餌おんきょうきゅうじブイにより音を出しながら餌を与え続け、放流した魚の移動分散を少なくすることによって、へい死する割合の高い稚魚期の魚を積極的に保護しながら魚を増やしていくこと（五ヶ所湾対象魚：マダイ）
- 4 沿岸漁業 : 沿岸、または沿岸に接続する海域で行われる漁業。法律では、10t未満の漁船漁業及び定置網漁業・養殖業と定められている。他には遠洋漁業（外国の200海里内や、どの国の領海でもない公海などの世界中の海で漁場する漁業）と沖合漁業（遠洋漁業と沿岸漁業をのぞいた漁業）の併せて3種類がある。